建築物等定期点検業務共通仕様書

2018年(平成 30年)10月1日 施行

第1章 一般事項

- 第1節 一般事項
- 1 適用
 - (1) 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、福山市が所有又は管理する公共施設のうち定期点検の対象となる建築物又は当該建築物の昇降機以外の建築設備(以下「建築物等」という。)の定期点検業務に適用する。
 - (2) 共通仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において 履行すべきものとする。
 - (3) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。
- 2 業務目的

本業務は、建築物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない 状態の維持に資することを目的とする。

- 3 受注者の負担の範囲
 - (1) 業務の施行に必要とする図書類は、受注者の負担において整備する。
 - (2) 点検に必要な工具,計測機器等の機材は、受注者の負担とする。 なお、受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、点検業務発注者又は施設管理者等(以下「発注者等」 という。)の承諾を得た場合には残置することはできるが、残置資機材の管理は、受注 者の責任において行う。
 - (3) 業務の提出書類等の用紙等及び消耗品は、受注者の負担とする。
 - (4) 業務の性質上当然実施しなければならないもの、業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から発注者等が必要と判断したものなど、当該業務に係る附帯的事務は、受注者の負担において行う。
- 4 その他
 - (1) 発注者等は、本業務の遂行上必要な図面等について、受注者に貸与又は閲覧させる ことができる。なお、受注者は、貸与を受けた図面等の保管、取扱い等に十分注意し、

本業務完了後速やかに返却しなければならない。

- (2) 業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- 第2節 業務の現場管理
- 1 業務の安全衛生管理
 - (1) 業務の実施に当たっては,関係法令に基づき労働安全衛生に関する労働管理に努める。
 - (2) 業務の実施に関し、アスベスト又は PCB を確認した場合は、発注者等に報告する。
- 2 危険防止の措置
 - (1) 業務の実施に当たっては、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故防止に努める。(高所作業における転落事故の防止等)
 - (2) 業務に関係ない室等への出入りは禁止するとともに、業務終了後の施錠確認を徹底する。

第3節 業務の実施

- 1 業務の実施
 - (1)業務は、契約図書並びに発注者等の指示に従って適切に行うとともに、業務実施に 伴い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において 復旧する。また、受注者の過失により発注者等又は第三者に損害を与えたときは、その 損害を賠償すること。
 - (2) 業務実施施設における別契約の受注者又は工事請負者等と相互に協力し合い,当該 施設の保全に関して円滑な進行を図る。
 - (3) 業務の実施に当たっては、当該作業等に適した服装、履物を着用し、名札等身分を 明確にできるものを着けて業務を行う。

第2章 定期点検

第1節 定期点検業務

- 1 定期点検業務の概要
 - (1) 定期点検の対象となる建築物等について,建築基準法第12条第2項及び第4項の 規定に基づき,当該建築物等の損傷,腐食その他の劣化の状況等を点検し,提出書類等 を作成の上,発注者等に内容を説明する。

- (2) 定期点検の対象となる建築物等及び点検種別は、特記仕様書による。
- 2 点検者の資格

本業務において,点検及び点検結果表の記入は,建築基準法第12条第2項及び第4項 に規定する定期点検の資格を有する者(ただし,平成28年国土交通省告示第483号の第 2及び第4に定める要件により資格を得た者を除く。)で,かつ,その業務等の内容に応じ, 必要な知識及び技能を有する者によることとする。

3 定期点検の進め方

定期点検の進め方については,次のとおりとする。ただし,点検が困難な項目等について は,発注者等と事前に協議する。

- (1) 定期点検の実施に当たっては,発注者等から提示された資料等により事前に施設の 状況を把握の上,現地において点検漏れが生じないよう定期点検の方法,内容について 十分に確認し,効率的に実施する。
- (2) 定期点検を行うに当たり、あらかじめ発注者等から当該施設の損傷及び劣化の状況 等を聴取し、定期点検の参考とする。
- (3) 受注者は、定期点検を実施する前に、発注者等に次の事項を記載等した書面を提出
- し、承認を受けた後、定期点検を実施する。
 - ア 定期検査の日時及び工程
- イ 業務責任者及び業務担当者(緊急時連絡先,所要の資格を証するものの写し) ※点検項目において業務担当者が異なる場合は、そのことが判るよう明記する。 なお、現地での点検に当たっては、当該施設の管理者の立会い等協力が必要であるため、実施日時等については、施設管理者と事前に十分調整を行ない、施設運営への影響 を最小限に留めるよう努める。
- (4) 定期点検は、点検種別ごと各々の点検項目について点検することとなるが、点検方 法については、目視、触手、作動確認及び打診程度とし、足場の架設等の特別な準備は 行わず、通常の手段で接近できない箇所は、双眼鏡等により可能な範囲で点検する。
- (5) 建物の外観写真(各方位4面(可能な範囲))及び屋上面又は屋根の写真を撮影し, 不具合等が発見された場合は,その状況を写真撮影し記録する。

なお,不具合等あるが,写真でその状況等を確認できない場合にあっては,その状況 等を「定期点検特記事項」に記入し,当該不具合箇所の写真を添付する。

- (6) 「点検結果表」については空欄がないよう記入し,該当がない箇所は斜線を記入し, 判断できない箇所は不明と記入する。
- (7) 敷地内のフェンス若しくは点検対象外となる別棟の建築物又は倉庫,自転車置場等の附属建物等についても、外壁及び屋上面又は屋根の劣化及び損傷の状況について点検を行う。なお、著しい劣化,損傷等が確認される場合にあっては、当該状況等を「定期点検特記事項」に記入するとともに写真を添付する。(この場合,作図は不要。)

4 定期点検の点検項目,点検方法,判定基準

定期点検項目、点検方法及び判断基準については、次によるものとする。

(1) 点検項目, 点検方法, 判断基準

建築	い物の敷地及び構造	建築基準法第12条第2項,同法施行規則第5条の2
		平成 20 年国土交通省告示第 282 号
		(損傷、腐食、その他の劣化状況等に係るものとする。)
	換気設備	建築基準法第12条第4項,同法施行規則第6条の2
昇降	排煙設備	平成 20 年国土交通省告示第 285 号
機以	非常用の照明装置	(損傷、腐食、その他の劣化状況等に係るものとする。)
昇降機以外の建築設備	給水設備及び排水設備	
建築	防火設備	建築基準法第12条第4項,同法施行規則第6条の2
設備		平成 28 年国土交通省告示第 723 号
		(損傷、腐食、その他の劣化状況等に係るものとする。)

参考図書:国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(平成29年版)

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 監修 | (財)建築保全センター 編集・発行 (2) 判定の詳細等については、次のものを参考とする。

建築物の敷地及び構造		特定建築物定期調査業務基準(2021年改訂版)		
		(財)日本建築防災協会 編集・発行		
昇	換気設備	建築設備定期検査業務基準書(2016年版)		
昇降機	排煙設備	(財)日本建築設備・昇降機センター 編集・発行		
以外	非常用の照明装置			
	給水設備及び排水設備			
の建築設備	防火設備	防火設備定期調査業務基準		
備		(財)日本建築防災協会 編集・発行		

5 定期点検における注意事項

定期点検に当たっては、次の事項に注意する。

- (1) 点検・判定は、施設の規模に応じた人数で連携して行い、特に安全上重要な項目の 判定は、4(2)の判断基準を詳細に確認の上、慎重に決定する。
- (2) 発注者等から提示された図面等が,現状の施設の状況と相違する場合,当該箇所の 状況を点検結果図に明記する。
- (3) 定期点検に当たり、シャッターやオペレーター窓等の操作・作動を要するものは、 点検内容、手順等を発注者等と打ち合わせの上、事故が起こらないよう十分注意する。
- (4) アスベストを含む材料等を使用している箇所の点検に当たっては、破損及び飛散等 がないよう注意する。
- (5) 定期点検の対象部分以外であっても,異常を発見した場合は,発注者等に報告する。

6 応急措置等

定期点検の結果,対象部分に脱落や落下又は転倒のおそれがある場合,また,継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は,その区域を立入禁止にする等の危険防止措置又は応急措置を講じるとともに,速やかに 発注者等に報告する。

第2節 提出書類等

定期点検業務の完了後は、速やかに次の書類及び成果品等を提出する。

なお、受注者は、成果品等を発注者等へ引き渡す際に、その内容について説明を行う。

- (1) 契約に定められた業務完了に伴う書類・・・・・・・・ 1式
- (2) 成果品 (A4版ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・1部

(複数の施設を点検する場合、施設ごとにファイル整理し提出する。)

- 1. 定期点検報告書
- 2. 施設概要
- 3. 点検結果表
- 4. 定期点検特記事項
- 5. 関係写真
- 6. 点検結果図(配置図、平面図、屋根伏図、立面図、その他必要とする図面)
- 7. 建物の外観写真(各方位4面(可能な範囲))及び屋上屋根の写真の添付
- 8. その他必要とされる書類
- (3) 成果品の電子データ・・・・・・・1部 上記(2)1から8.のデータをCDに記録し提出する。
 (2)6の図面データについては、JWW-CADデータ形式及びPDF形式とする。
 (4) 写真の電子データ・・・・・・・・1部

上記 (2)5, (2)7のデータ及び建物内部の各室ごとの写真データを CD に記録し 提出する。

(3)(4) の電子データの提出については, 事前にコンピュータウイルス対策を実施したものとする。

建築物等定期点検業務特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「建築物等定期点検業務共通仕様書」の第2章第1節1の(2)に定める特記 仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

- 2. 定期点検業務項目
- (1) 業務委託名称

福山市立西山手保育所他建築物等定期点検業務委託

施設名称	棟名	委託場所	階数	延べ面積 (㎡)
福山市立西山手保育所	保育棟	福山市山手町 1718 番地 1	1	1, 023. 06
福山市立津之郷保育所	保育棟	福山市津之郷町大字津之郷 895 番地	1	543.42
福山市立熊野保育所	保育棟	福山市熊野町乙 1088 番地 1	1	764.07
福山市立水呑立正保育所	保育棟	福山市水呑町三新田一丁目 107 番地	1	805.49
福山市立西保育所	保育棟	福山市古野上町 15番5号	2	1, 146. 13
福山市立高西保育所	保育棟	福山市高西町真田 143 番地 1	2	901.41
福山市立東村保育所	保育棟	福山市東村町 2672 番地 1	1	602.01
福山市立東神村保育所	保育棟	福山市神村町 4560 番地 2	1	598.43
福山市立広瀬保育所	保育棟	福山市加茂町字北山 718 番地 4	1	233.08
福山市立ふたば保育所	保育棟	福山市駅家町大字法成寺 2135 番地 1	1	1, 209. 51
福山市立網引保育所	保育棟	福山市新市町大字宮内 1442 番地 1	2	1, 113. 81
福山市立神辺保育所	保育棟	福山市神辺町大字川南 1030 番地 2	1	827.79
福山市立御野保育所	保育棟	福山市神辺町字上御領 1310 番地	1	553.49

(2) 業務委託対象建築物

業務委託対象建築物		点検種短	判(建孳	案基準治	去第 12	条)	
施設名称	棟名	建築物 (第 2 項)	換気設	昇降機↓ (排煙設	第4項 非 常		⋕ 防火設備
			備	備	用照明	水設備	備
福山市立西山手保育所	保育棟						
福山市立津之郷保育所	保育棟						
福山市立熊野保育所	保育棟						
福山市立水吞立正保育所	保育棟						
福山市立西保育所	保育棟						
福山市立高西保育所	保育棟						
福山市立東村保育所	保育棟						
福山市立東神村米保育所	保育棟						
福山市立広瀬保育所	保育棟						
福山市立ふたば保育所	保育棟						
福山市立網引保育所	保育棟						
福山市立神辺保育所	保育棟						
福山市立御野保育所	保育棟						

(3) 業務委託に係る点検種別(本業務委託の対象となる点検種別は、■と表示。)

(4) その他

受注者は, 点検日時を事前に発注者及び施設管理者へ連絡し, 打合せを行うこと。 点検は原則日曜, 祝日を除く9時から17時までとし, 12時30分から15時まで は大きな音は避けること。なお, 発注者から指示があればそれに従うこと。

(5) 委託期間

契約日から 2024 年(令和6年) 3月22日

	☑ 建等	築物 ☑ 建築設備(昇降機以外)
福山市長 (様 県長)	年 月 日
	点検者日	氏名
 管理者 (1)所属		
2 点検者 (1)資格等	 □ () 級建築士 (□ 特定建築物調査員 □ 建築設備検査員 □ 防火設備検査員 □ 昇降機等検査員)登録 第 第 第 第 第
 (2) 氏名のフリガナ (3) 氏名 (4) 勤務先 (5) 郵便番号 (6) 所在地 (7) 電話番号)級建築士事務所()知事登録 第
 報告対象建築物 (1)所在地 (2)名称のフリガナ (3)名称	m ² (建築基準法第88条第1項に規定 (の台数 台(うち法不i	l下 階 延べ面積 m ²
 5 点検による指摘の (1)指摘の内容 (2)指摘の概要 (3)改善予定の有無 6 総合所見 	 □ 不適合の指摘あり (□ □ 要注意の指摘あり □ 別紙による。 	

注3 ※欄は記入しないでください。

点検年月日:

施設概要

施	設		名	称											
所		在		地	福山市	 									
			担 当			 					電 話				
			び氏			 									
				者、							電 話				
			び氏			 									
		点 要及	検 び氏/	者 2)							電 話				
())))	1		称(棟					棟番	号		用途				
							増改築				/11 ×2				
建 物	構			造			規		模	地上		、地下	0ß	上 百	
物概要	敷	地	面	積			延 ^	、面	積						
女	攵	阳北	床 面	琣	1階	2階			3階		4階	塔	蟚階	合	計
	Т	P白 ,	лш	们只								_	-		
Ť			·改修		耐震診断					耐震改修					
	設	計図			計画通知書					完成図書					
			箇月			 仕	上,	材					下	地材	•
			屋札												
			外星建星												
	主		床	₹											
	な 外 部 仕		VK												
	部仕														
	上														
仕上概要															
概要								1		1					
			室彳	Z	床	幅	卞		昼	産	天	井		備	考
	主														
	主要室内部品					別紙	参照								
	部														
	品														

定期点検特記事項

1	☑ 建築物 ☑ 建築設值	莆(昇降機以外) □ 防火設備 指摘事項	※点検対象にチェック
『位番号	点検項目	指摘事項	備考

[1] 点検の結果、「要是正」の指摘があった場合は、該当する項目の部位番号、点検項目を記載し、「指摘事項」欄に指摘の 具体的内容を記入してください。

〔2〕「部位番号」、「点検項目」は、それぞれ別紙「点検結果表」の部位番号、点検項目に対応したものを記入してください。

関係写真

□ 建築物 □ 建築設備(昇降機以外) □ 防火設備 ※点検対象にチェック

「部位番号」、「点検項目等」は、それぞれ別紙「点検結果表」の部位番号、点検項目に対応したものを記入してください。

部位番号	点検項目等	点検結果
1-		□ 要是正 □ その他
	指摘事項	
	安古 时从	
	写真貼付	
部位番号	点検項目等	点検結果
	አሳዮንደ ተ	□ 要是正 □ その他
	指摘事項	□ 安定止 □ ての他
	为"走间旧"	
		1
部位番号	点検項目等	点検結果
_		□ 要是正 □ その他
	指摘事項	

点検結果図	□ 建築物	□ 建築設備(昇降機以外)	□ 防火設備	※点検対象にチェック	



注)配置図、各階平面図及び立面図等を添付し、 指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)、写真 番号、撮影した写真の位置、指摘の内容等を明記 すること。

図面名称

			点検結果表 【建築物】				
			(敷地及び構造)				
番号		点檢項目	検 項 目 等 点検方法及び留意事項	判断基準等	指摘	結果 _{要是正}	部位番号
1	敷地及び地盤	品 使 換 日	点 使力 伝及 い 面 息 争 項	刊刷基準守	なし	安定止	
	地 盤	地盤沈下等による不陸,傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著 しく損ねていること。			
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等に より衛生上問題があること。			
	建築基準法施行令(昭和25年政 令第338号。以下「令」とい う。)第128条に規定する通路	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこ と。			
(4)	(以下「敷地内の通路」とい う。	有効幅員の確保の状況	設計図書により確認し又は鋼製巻尺等に より測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足してい ること。			
(5)	-	敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。			
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブ ロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺 等により測定する。	令第61条又は令第62条の8の規定に適 合しないこと。			
(7)	-	組積造の塀又は補強コンクリートプ ロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視,下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ,破損又は傾斜が生じ ていること。			
(8)	擁 壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあるこ と又は目地部より土砂が流出している こと。			
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認するとともに,手の届く範囲は必 要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。			
2	建築物の外部						
	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある こと又は建具開閉等に支障があるこ と。			
(2)	-	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリー ト面に鉄筋露出若しくは著しいひび割 れ, 欠損等があること。			
(3)	土 台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認す る。	土台にたわみ, 傾斜等があること又は 建具開閉に支障があること。			
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマー による打診等により確認する。	木材に著しい腐朽,損傷若しくは虫害 があること又は緊結金物に著しい錆, 腐食等があること。			
(5)	躯体等	外壁, 軒裏及び外壁の開口部で延焼の おそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第23条,第25条又は第61条の規定に 適合しないこと。			
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	木材に著しい腐朽,損傷若しくは虫害 があること又は緊結金物に著しい錆, 腐食等があること。			
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状 況	•	れんが, 石等に割れ, ずれ等があること。			
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯 体の劣化及び損傷の状況		目地モルタルに著しい欠落があること 又はプロック積みに変位等が有るこ と。			
(9)	+	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状 況		鋼材に著しい錆,腐食等があること。			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コン クリート造の外壁躯体の劣化及び損傷 の状況		コンクリート面に鉄筋露出又は著しい 白華,ひび割れ,欠損等があること。			
(11)	外 壁	のを除く。),モルタル等の劣化及び 損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち 手の届く範囲をテストハンマーによる打 影等により確認し、その他の部分は必要 に応じて双眼鏡等を使用し目視により確 認し、以上が認められた場合にあって は、落下により歩行者等に危害を加える おそれのある部分を全面的にテストハン マーによる打診等により確認する。 ただし、竣工後、外壁改修後者しくは落 下により歩行者等に危害を加えるおそれ のある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、 の3年以内に落下により歩行者等に危害 を加えるおそれのある部分の全面的なテ ストハンマーによる打診等を実施して行き を加えるおそれのある部分の全面的なテ ストハンマーによる打診等を実施して がい場合にあっては、第下により歩行者等に危害 を加えるおそれのある部分を全 面的にテストハンマーによる打診等により歩行者 等に危害を加えるおそれのある部分を全 面的にテストハンマーによる打診等に急害 を加えるおそれのある部分を全 面的にテストハンマーによる打診等に急害 がのよりにためまうで。 3年以内に外壁改修等が 行われることが確実である場合又は別途を 歩行者等の安全を確保するための対策を 講じている場合を除く。)	著しい白華,ひび割れ,浮き等があること。			
(12)		乾式工法によるタイル,石貼り等の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	ひび割れ、欠損等があること。			

(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及 び損傷の状況		パネル面又は取合い部が著しい錆等に より変形していること。	
(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	4	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等がある こと。	
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確 認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みによ り変形していること。	
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。 ・室内側からはめ殺し窓であるかを確認し、パテ止めの場合は、触診によりパテの硬化がないかを調査。	昭和46年建設省告示第109号第3 第4号の規定に適合していないこと。	
(17)		外壁に緊結された広告 板,空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認し又は手の届く範囲をテストハン マーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊 結金物に著しい錆,腐食等があるこ と。	
3	屋上					
(1)	屋上市	Í.	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りが あること又は伸縮目地材が欠落し植物 が繁茂していること。	
	屋上/ (屋_	問り 上面を除く。)	の状況	目視及びテストハンマーによる打診等に より確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華, ひび割れ等があること又はパネルが破 損していること。	
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況		モルタル面に著しいひび割れ、欠損等 があること。	
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況		笠木に著しい錆若しくは腐食があるこ と又は笠木接合部に緩みがあり部分的 に変形していること。	
(5)	Ì		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び 損傷の状況	+	排水溝のモルタルに著しいひび割れ, 浮き等があること。	
(6)	屋村	丧	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。 ・建物の耐火構造種別を確認し、これに応じた構造 となっているかを調査。	防火地域又は準防火地域内の建築物の 屋根あっては法第62条の規定に基づき 称定行政庁が防火地域及び準防火地域 以外の市街地について指定する区域内 の建築物の屋根にあっては同条の規定 に適合しないこと。	
(6)			屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認し又はテストハンマーによる打診 等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結 金物に著しい腐食等があること。	
		及び工作物 即等設備,広告塔等)	び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等に より確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと 屋上及び屋根との接合部に著しい錆, 腐食等があること。	
(8)			支持部分等の劣化及び損傷の状況		支持部分に緊結不良若しくは緊結金物 に著しい腐食等又はコンクリート基礎 等に著しいひび割れ、欠損等があるこ と。	
4	建築	物の内部				
(1)		防火区画	令第112条第11項から第13項までに規 定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第11項から第13項の規定に 適合しないこと。ただし、今第129条 の2第1項の規定が適用され、かつ全館 避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模 様替え等(以下「修繕等」という。) が行われていない場合を除く。	
(2)	防火区		令第112条第1項,第4項,第5項又は第 7項から第10項までの各項に規定する 区画の状況	*	令第112条第1項,第4項,第5項又は第 7項から第10項(令第129条の2第1項の 規定が適用され,かつ全館避難安全性 能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合にあっては,第7項を除 く。)の規定に適合しないこと。	
(3)	1画		令第112条第18項に規定する区画の状 況	*	令第112条第18項の規定に適合しない こと。ただし、今第129条の2第1項の 規定が適用され、かつ全館避難安全性 能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合を除く。	
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及 び同条第17項に規定する防火設備の処 置の状況		令第112条第16項又は第17項の規定に 適合しないこと。	
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及 び同条第17項に規定する防火設備の劣 化及び損傷の状況		令第112条第16項に規定する外壁等, 同条第17項に規定する防火設備に損傷 があること。	
(6)		躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の 劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	木材に著しい腐朽,損傷若しくは虫害 があること又は緊結金物に著しい錆, 腐食等があること。	
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体 の劣化及び損傷の状況		れんが,石等に割れ,ずれ等があるこ と。	
(8)			補強コンクリートプロック造の壁の室 内に面する部分の躯体の劣化及び損傷 の状況		目地モルタルに著しい欠落があること 又はブロック積みに変位が有ること。	
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体 の劣化及び損傷の状況	+	鋼材に著しい錆,腐食等があること。	
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コン クリート造の壁の室内に面する部分の 躯体の劣化及び損傷の状況		コンクリート面に鉄筋露出又は著しい 白華,ひび割れ,欠損等があること。	

(11) 耐火構造の整义は準部人 構成する壁に限る。) 耐火性能等の確保の状況 設計図書等により確認する。 かなしから(3)までのいすれかに該当 すると。 (1) 令者112条約1項、第4項から第) 度なり(2)が長3)までのいずれかに該当 すると。 (1) 令者112条約1項、第4項から第) 度ない(2)がら(3)までのいずれかに該当 すると。 (1) 令者112条約1項、第4項から第) 度ない(2)がら(3)までのいずれかに該当 すると。 (1) 令者112条約1項、第4項から第) (2) 令者112条約1項がおいていない 場合にあっては、第11項から第13項までい いない場合にあっては、第11項から第13項までい に当 (3) 令第112条約1項の規定になる訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の見定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の考れの実の規定に適合しない と。 (4) の意に加えたいない (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) のまたした。 (4) の者に加えたいない (4) のまたしない (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定による訪べ反面 (4) のまたしない (4) の規定による訪べ反面 (4) の規定は、(4) の事から目間により確認する。 (4) の意に (4) の意に (4) の意に (4) の意に (4) の意に (4) の意に (4) の意に (4) の意に (4) のまたしない (4) の意に (4) の意じの売店を加えてい (4) の意じの売店で、(4) の意じの (4) の意じの売店で、(4) の (4) の意じの売店で、(4) の (4) の意じの売店で、(4) の (4) の意じの売店で、(4) の (4) の意じの売店で、(4) の (4) の意じの売店で、(4) の (4)	
(13) (13) (14) <	
(14) ・前本地を成金・方になる・方になるの、など、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、	
区画貫通部の充填等の処理の状況 れ、かつ、点検口等がある場合にあって は、点検口等がある場合にあって は、点検口等から目視により確認する。 令第129条の204の規定に適合しない こと。 (15) 令第114条に規定する界 壁、間仕切壁及び隔壁 令第114条に規定する界壁、間仕切壁 及び隔壁の状況 ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ○ ○ ③ ③ ③ ③ ③ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○<	
壁,間仕切壁及び隔壁 及び隔壁の状況 査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ,かつ,点検口等がある場合にあっては,点検口等から目視により確認する。 (16) 令第128条の5各項に規定 する建築物の壁の室内にの状況 室内に面する部分の仕上げの維持保全設計図書等により確認する。 今第128条の5(令第128条の6第1項の規定は第一次の規定に基づく確認する。	
する建築物の壁の室内に の状況 定が適用され、かつ区画避難安全性能	
い場合、令第129条第1項の規定が適用 され、かつ管難要会性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合又は 令第129条の2第1項の規定が適用さ れ、かつ全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合に あっては、第2項、第0項、第7項及び 階段に係る部分以外の規定を除く。) の規定に適合しないこと。	
(17) 躯体等 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況 木材に著しい腐朽,損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆, 腐食等があること。	
(18) 鋼材に著しい錆,腐食等があること。 (18) 目視により確認する。	
(19) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コン コンクリート面に鉄筋露出又は著しい クリート造の床躯体の劣化及び損傷の 白華,ひび割れ,欠損等があること。	
(20) 新大構造の床又は運耐火 構造の床(防火区画を構 成する床に限る。) 準耐火性能等の確保の状況 設計図書等により確認する。 次の(1)から(3)までのいずれかに該当 すること。 (1) 令第112条第1項,第4項から第6 項で又は第18項(今第129条の2第1 項の規定が適用され,かつ全館避難交 全性能に影響を及ぼす修繕等が行われ ていない場合にあっては、第18項を除 く。)の規定による防火区画 ・時間 準耐火基準に適合しないこと。 (2) 令第112条第1項、対象の規定による防火区画 つり規定による防火区画 ・時間 準耐火基準に適合しないこと。 (2) 令第117条第1項なは第10項(令 第129条の2第1項の規定が適用され, かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす を補添が行われていない場合にあっては は、第129条の2第1項の規定に適合しないここ いこと。 (3)令第112条第1項から第13項まで又 は第16項(今第129条の2第1項の規定に適合しない いこと。 (3)令第11項から第13項まで又 は第16項(今第129条の2第1項の規定が が回用され, かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす を補等が行われていない いこと。 (3)令第11項から第13項まで又 は第16項(今第129条の2第1項の規定 が適用され, かつ、全館避難安全性能に 影響が行われていない いこと。 (3)令第112条第1項から第13項まで又 は第16項(今第129条の20第1項の規定 が適用され, かつ、全館避難安全性能に に置きのです。100次の規定に適合しない と) と)	
(21) 部材の劣化及び損傷の状況 目視により確認する。 各部材又は接合部に穴又は破損がある こと。	
(22) 給水管,配電管その他の管又は風道の)設計図書等により確認し,修繕等が行わ 令第112条第20項若しくは第21項又は 区画貫通部の充填等の処理の状況 れ、かつ、点検口等がある場合にあって 令第129条の2の4の規定に適合しない は点検口等からの目視により確認する。 こと。	

(23) (24) (25)	天井	に面する部分 特定天井	損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認し又はテストハンマーによる打診 等により確認する。 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	令第128条の5(令第128条の6第1項の規 定が適用され、かつ区画避難安全性能 に影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合、今第129条第1項の規定が適用 され、かつ階避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合又は 今第129条の2第1項の規定が適用さ れ、かつ全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合に あっては、第24項、第6項、第7項及び 階段に係る部分以外の規定を除く。) の規定に適合しないこと。 室内に面する部分の仕上げに浮き、た わみ等があること。 天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、た わみ等があること。	
	(防) 曲 - 1		国産に対応したの人民が開文法は「の民間 の状況 居室から地上へ通じる主たる廊下,階 段その他の通路に設置された防火設備 又は戸におけるくぐり戸の設置の状況		○本部112条第19項の規定に適合しない 令第112条第19項の規定に適合しない こと。	
(28)	·		昭和48年建設省告示第2563号第1第一 号ロに規定する基準への適合の状況	常時開鎖した状態にある防火扉又は戸 (以下「常閉防火扉等」という。)に あっては、各階の主要な常閉防火扉等の 閉鎖時間をパップ ウォッ チ等により測定し、 扉の重量により運動コネル ⁺ ~を確認すると ともに、必要に応じて閉鎖する力をテンショ ンゲ - ッ [*] 等により測定する。 ただし、3年以内に実施した点検の記録 確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一 号ロの規定に適合しないこと。	
(29)			防火扉又は戸の開放方向	目視により確認する。	令第123条第1項第六号,第2項第二号 又は第3項第十号(令第129条第1項の規 定が適用され,かつ階避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていない 場合にあっては,第3項第十号(屋内か らパロニー又は付室に通じる出入口に係 る部分に限る。)を除き,令第129条 の2第1項の規定が適用され,かつ全館 避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が 行われていない場合にあっては,第1 項第六号,第2項第二号及び第3項第十 号を除く。)の規定に適合しないこ と。	
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び 損傷の状況		常閉防火設備等の変形又は損傷により 遮次性能又は遮煙性能(令第112条第 19項第二号に規定する特定防火設備又 は常閉防火設備等に限る。)に支障が あること。	
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作 動を確認する。 ・「各階の主要な」とは、原則次のものとする。 ①避難経路に設けられたもの ②哄規管作動の損度の高いもの ④前回の調査時に指摘のあったもの ④前回の調査時に指摘のあったもの	常開防火設備等が閉鎖又は作動しない こと。	
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害 となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。	
			常閉防火扉等の固定の状況		常閉防火設備が開放状態に固定されて いること。	
(34)	照明著	器具,懸垂物等	照明器具,懸垂物等の落下防止対策の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆,腐 食,緩み,変形等があること。	
(35)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照 明器具,懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。	
(36)	警報詞	没備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書により確認する。 ただし、6月以内に実施した消防法(昭和 23年法律第186号)第17条の3の3の規定に 基づく点検(以下「消防法に基づく点 検」という。)の記録がある場合にあっ ては、当該記録により確認することで足 りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。	
(37)	•		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ただし、6月以内に実施した消防法に基 づく点検の記録がある場合にあっては、 当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食,変形,損傷等 があること。	

(38)	居室の採光及び換気			法第28条第1項又は令第19条の規定に	
(39)		況 採光の妨げとなる物品の放置の状況	により測定する。 目視により確認する。	適合しないこと。 採光の妨げとなる物品が放置されてい	
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等	ること。 法第28条第2項,令第20条の2又は令第	
(41)		況 換気設備の設置の状況	により測定する。 設計図書等により確認する。	20条の3の規定に適合しないこと。 法第28条第2項若しくは第3項,令第20	
(41)			取 訂 因 書 ず に よ リ 確 能 り る 。	伝第20末第2頃右しくは第3頃、市第20 条の2又は令第20条の3の規定に適合し ないこと。	
(42)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認す る。 ただし、3年以内に実施した法第12条第4 項の規定に基づく検査(以下「定期検 査」という。)の記録がある場合にあっ ては、当該記録により確認することで足 りる。	換気設備が作動しないこと。	
(43)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されてい ること。	
(44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールで その含有する石綿の重量が当該建築材 料の重量の0.1パーセントを超えるも の(以下「吹付け石綿等」という。) の使用の状況	設計図書,分析機関による分析結果,目 視等により確認する。	平成18年国土交通省告示第1172号各号 で定める石綿をあらかじめ添加した建 築材料を使用していること。	
(45)		吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果 を確認する。	表面の毛羽立ち,繊維のくずれ,たれ 下り,下地からの浮き,剥離等がある こと。又は3年以内に劣化状況調査が 行われていないこと。	
(46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めに よる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	次の(1)から(2)までのいずれかに該当 すること。 (1) 増築若しくは改築を行った場合 の当該部分,増築若しくは改築に係る 部分の床面積の合計が令第137条に定 める基準時(以下「基準時」とい う。)における延べ面積の2分の1を超 える増築若しくは改築を行った場合 の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若を行った場 合の当該部分において、吹付け石綿等 の除去をしていないこと。 (2) 増築若しくは改築に係る部分の 床面積の合計が基準時における延べ面 積の2分の1を超えない増築若しくは改築 家を行った場合の当該部分以外の部分 又は大規模の修繕若しくは大規模の模 様替えを行った場合の当該部分以外の部分 又は大規模の修繕若しくは大規模の模 様替えを行った場合の当該部分以外の部 分又は大規模の修繕若しくは大規模の模	
(47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止 措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀 裂、剥落等の劣化又は損傷があるこ と。	
5	避難施設等 令第120条第2項に規定する通	令第120条第2項に規定する通路の確	設計図書等に上り確認する	令第120条又は第121条(令第129条第1	
(1)	路	保の状況		項の規定が適用され、かつ階避難安全 性能に影響を及ぼす修繕等が行われて いない場合又は令第129条の2第1項の 規定が適用され、かつ全館避難安全性 能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合にあっては、令第120条を除 く。)の規定に適合しないこと。	
(2)	廊下 -	幅の確保の状況	より測定する。	幅が令第119条の規定に適合しないこ と。ただし、令第129条第1項の規定が 適用され、かつ階避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行われていない場合 又は令第129条の2第1項の規定が適用 され、かつ全館運難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われていない場合を 除く。	
(3)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されてい ること。	
(4)	Ш入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第118条,第124条,第125条又は第 125条の2(令第129条第1項の規定が適 用され,かつ階避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われていない場合に あっては令第124条第1項第二号を除 き,令第129条の2第1項の規定が適用 され,かつ全聞避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われていない場合に あっては令第124条第1項並びに第125 条第1項及び第3項を除く。)の規定に 適合しないこと。	
(5)		物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等 の開閉に支障があること。	
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。	令第126条の規定に適合しないこと。	
/					

	避難」	上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第121条の規定に適合しないこと。	<u> </u>
(7)			手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等に	茎1い錆又け腐食があること	
(8)			物品の放置の状況	より確認する。 目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されてい	
(9)			避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	避難の文庫となる初間の放置されてく ること。 避難ハッチが開閉できないこと又は避	
(10)					難器具が使用できないこと。	
(11)		階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第120条,第121条又は第122条(令 第129条第1項の規定が適用され、かつ 階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等 が行われていない場合又は令第129条 の2第1項の規定が適用され、かつ全館 避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が 行われていない場合にあっては、令第 120条を除く。)の規定に適合しない こと。	
(12)			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等 により測定する。	今第23条,第24条又は第124条(令第 129条第1項の規定が適用され,かつ階 避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が 行われていない場合にあっては令第 124条第1項第ニ号を除き,令第129条 の2第1項の規定が適用され,かつ全館 避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が 行われていない場合にあっては,令第 124条第1項を除く。)の規定に適合し ないこと。	
(13)			手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第25条の規定に適合しないこと。	
(14)			物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されてい ること。	
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ,錆,腐食 等があること。	
(16)	踏	屋内に設けられた避難階 段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	今第123条第1項(令第129条の2第1項の 規定が適用され,かつ全館避難安全性 能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合にあっては,第一号及び第六 号を除く。)の規定に適合しないこ と。	
(17)	段	屋外に設けられた避難階 段	屋内と階段との間の防火区画の確保の 状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第123条第2項(令第129条の2第1項の 規定が適用され、かつ全館避難安全性 能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合にあっては、第2項第二号を 除く。)の規定に適合しないこと。	
(18)		a 1	開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。	
(19)		特別避難階段			令第123条第3項(令第129条第1項の規 定が適用され、かつ階避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていない 場合にあっては第二号,第二号,第十 号(屋内からバ約ニー又は付室に通ずる 出入口に係る部分に限る。)及び第十 二号を除き,令第129条の2第1項の規 定が適用され、かつ全館避難安全性能 に影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合にあっては,第一号から第三号 まで,第十号及び第十二号を除く。) の規定に適合しないこと。	
(20)			階段室又は付室(以下「付室等」とい う。)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。	
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認す る。 ただし、3年以内に実施した定期検査の 記録がある場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
(22)			付室等の外気に向かって開くことがで きる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が 開閉しないこと又は物品により排煙に 支障があること。	
(23)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置され ていること。	
(24)		防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第126条の3の規定に適合しないこ と。ただし、令第128条の6第1項の規 定が適用され、かつ区画避難安全性能 に影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合、令第129条第1項の規定が適用 され、かつ階避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合又は 第129条の2第1項の規定が適用され、 かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす 修繕等が行われていない場合を除く。	
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂,破損,変形等があるこ と。	

(27)	(備 排連設備 (手動式排連設備に限 等 る。)	排煙設備の設置の状況		令第126条の2の規定に適合しないこ と。ただし、令第128条の6第1項の規 定が適用され、かつ区画避難安全性能 に影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合、令第129条第1項の規定が適用 され、かつ階避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合又は 今第129条の2第1項の規定が適用さ れ、かつ全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合を除 く。	
(28)	·		各階の主要な排煙設備の作動を確認す る。ただし、3年以内に実施した定期検査 の記録がある場合にあっては、当該記録 により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
(29)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確 認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	

		非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の6又は令第126条の7の規定		1
(30)					に適合しないこと。		
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。		
(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗 降ロビー(以下単に「乗降ロビー」と いう。)の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第129条の13の3第3項の規定に適合 しないこと。		
(33)			昇降路又は乗降ロビー(以下「乗降ロ ビー等」という。)の排煙設備の設置 の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。		
(34)	そ		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認す る。ただし、3年以内に実施した定期検 査の記録がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。		
(35)	の他の設備		乗降ロビー等の外気に向かって開くこ とができる窓の状況	目視により確認するとともに,開閉を確 認する。	外気に向かって開くことができる窓が 開閉しないこと又は物品により排煙に 支障があること。		
(36)	備等		物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されているこ と。		
(37)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。 ただし、3年以内に実施した定期検査の 記録がある場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこ と。		
(38)			非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の4の規定に適合しないこ と。		
(39)			非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を 確認する。ただし、3年以内に実施した 定期検査の記録がある場合にあっては、 当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。		
(40)			照明の妨げになる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されてい ること。		
6	その	他					
(1)	特殊	膜構造建築物の膜体, 取 付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状 況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施し	膜体に破れ,雨水貯留,接合部の剥が れ等があること。		
(2)	な構造		膜張力及びケーブル張力の状況	た点検の記録がある場合にあっては、当 該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下してい ること。		
(3)		免震構造律築物の免震層 及び免震装置		目視により確認するとともに、3年以内 に実施した点検の記録がある場合にあっ ては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆,腐食等があること。		
(4)			上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年以内 に実施した点検の記録がある場合にあっ ては、当該記録により確認することで足 りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態 となっていること又は障害物があるこ と。		
(5)	避雷調	没備	避雷針,避雷導線等の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する	避雷針又は避雷導線が腐食,破損又は 破断していること。		
(6)		建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著し いひび割れ,肌別かれ等があること。		
(7)	煙		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ り確認する。	付帯金物に著しい錆,腐食等があるこ と。		
(8)		令第138条第1項第1号に 掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視によ	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は 著しい錆, 錆汁, ひび割れ, 欠損等が あること。		
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	り確認する。	アンカーボルト等に著しい錆,腐食, 緊結不良等があること。		
7	上記	以外の点検項目等		·		· · ·	
(1)	敷地P 等を何	内に存する定期点検の対象建 使用し目視により,劣化及び	が損傷の状況を点検する。	等の附属建築物を含む。) については, 名 検特記事項」に記入するとともに写真を話		について,必要に応じて劝	₹眼鏡
	/#±	±×.					
	備				- 14 - 11 - 17		
				がある場合は,当該記録により確認するこ ついても劣化及び損傷の状況を確認する。	_ こわりとする。		
				報告する。なお、異常が認められた場合の	の全面的なテストハンマーによる打診等(は、本業務とは別とする。	
(4)	法令等	師の略記について原則次のとおり	0。【建築基準法→法】				
-	その						
		の施設を点検する場合,施設					
				し,不明な項目がある場合は,「不明」を	を記入する。		
			「点検結果」欄の「要是正」欄に〇印を				
(4)			ノ」欄は、〔3〕に該当しない場合に〇F		わが片季日棚に写古さ 近に トッ		
[5]	「息札	奥福禾」欄のうち「要是正」	儞に∪印かめつた場合は, 「部位番号	·」欄に番号を記入し,別紙「関係写真」の	ワ即位番方欄に与具を添付する。		

<u> 点検結果表</u> 【建築物の昇降機を除く建築設備】											
			ł	(換気設備) 検項目等		占松	結果				
番号		(い) 検査項目	(ろ)検査事項	候 頃 日 寺 (は)検査方法	(に) 判定基準	 	要是正	部位番号			
1	第28身	を第2項又は第3項の規2	」 定に基づき換気設備が設けら	」 れた居室(換気設備を設けるべき調	」 理室等を除く。)		1 1				
(1)		機械換気設備(中央管理方式 の空気調和設備を含む。)の 外観	給気機の外気取り入れ口並びに直 接外気に開放された給気口及び排 気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第 338号。以下「令」という。」第129 条の2の5第2項第三号の規定に合致 しないこと。						
(2)			機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい 腐食,損傷等があること。						
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置 位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設 計図書等により確認するとともに、必要に 応じて気流方向を気流検知器等を用いて確 認する。	著しく局部的な空気の流れが生じて いること。						
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい 腐食,損傷等があること。						
(5)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏 れていること又は取付けが堅 固でないこと。						
(6)			風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の5第2項第五号の規定 に適合しないこと。						
(7)			給気機又は排気機の設置の状況 換気扇による換気の状況	 目視又は触診により確認する。 目視により確認する。 	機器に損傷があること,取付けが堅 固でないこと又は著しい腐食,損傷 等があること。 外気の流れにより著しく換気能力が						
(8)	機械		換风廟による換风の状況	日況により難能する。	外気の流れにより者しく換気能力が 低下する構造となっていること。						
(9)	設	機械換気設備(中央管理方式 の空気調和設備を含む。)の 性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく 抽出し,風速計を用いて風速を測定し,次 の式により換気量を算出する。ただし,風 速の測定が困難な場合にあっては,在室者 がほぼ設計定員の状態において,還気の二 酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭 素含有率の差を検知管法又はこれと同等以 とっ刻定方法により確認する。 V=3600 vAC この式において,V,v,A及びCは、それぞ れ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1時間につき立方メート ル) v 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) C 次の式により計算した給気量に対する外 気の混合比 C=(V2)÷(V1) この式においてV1及びV2は、それぞれ次の 数値を表すものとする。 V1 空気調和設備の送風空気量(単位 1時間につき立方メートル) V2 空気調和設備のの取り入れ外気量(単 位 1時間につき立方メートル)	令第20条の2第一号ロの規定に適合 しないこと又は風速の測定が困難な 場合にあっては、次のイ若しくはロ のいずれかに該当すること。 イ 還気の二酸化炭素含有率を確認 した場合にあっては、還気の二酸化 炭素含有率が100万分の1000を超え ていること。 の差を確認した場合にあっては、還 気と外気の二酸化炭素含有率の差が 100万分の650を超えていること。						
(10)			中央管理室における制御及び作動 状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を 確認する。	中央管理室において制御又は作動の 状況を確認できないこと。						
(11)		空気調和設備の主要機器及 び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい 腐食,損傷等があること。						
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び 損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形,破損 又は著しい腐食があること。						
(13)			空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音,異常な振動又は 異常な発熱があること。						
(14)			空気ろ過器の点検ロ	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1832号第四号 の規定に適合しないこと又は点検用 の十分な空間が確保されていないこ と。						
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離 隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ 鋼製巻尺等により測定する。	令第129条の2の5第二号の規定に適 合しないこと。						
(16)	中央管理方式	空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定 する。	令第129条の2の5第三項の表(四)項 の規定に適合しないこと。						
(17)	氏の空気 調和		各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定 する。	令第129条の2の5第3項の表(五)項の 規定に適合しないこと。						

(18)	備		各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測 定する。	令第129条の2の5第三項の表(一)項 の規定に適合しないこと。
(19)			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等によ り測定する。	令第129条の2の5第三項の表(二)項 の規定に適合しないこと。
(20)			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等によ り測定する。	令第129条の2の5第三項の表(三)項 の規定に適合しないこと。
(21)			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定 する。	令第129条の2の5第三項の表(六)項 の規定に適合しないこと。
2		備を設けるべき調理室	•	ロ相つは結為にといかがよう	7 施井 つわいとし
(1)	目然換気		排気筒,排気フード及び煙突の材 質		不燃材でないこと。
(2)			排気筒,排気フード及び煙突の取 付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい 腐食,損傷等があること。
(3)			給気口,給気筒,排気口,排気 筒,排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(3), (4),(6)又は(7)の規定に適合しな いこと。
(4)			給気口,排気口及び排気フードの 位置	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(1)又は (2)の規定に適合しないこと。
(5)			給気口,給気筒,排気口,排気 筒,排気フード及び煙突の設置の 状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられて いること。
(6)			排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
(7)			排気筒及び煙突と可燃物,電線等 との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第三号イ(2)又は第 2項の規定に適合しないこと。
(8)			煙突等への防火ダンパー,風道等 の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第 二号又は第三号の規定に適 合しないこと。
(9)	自然換気	設備	煙突の先端の立ち上がりの状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除 く。)	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第一号又は第二号の 規定に適合しないこと。
(10)	機械換気	設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉 式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第 四号の規定に適合しないこと。
(11)			換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が 低下する構造となっていること。
(12)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅 固でないこと又は著しい腐食、損傷 等があること。
(13)				排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく 抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次 の式により換気量を算出する。 V=3600 v A この式において、V、v及びAは、それぞれ 次の数値を表すらのとする。	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和 45年建設省告示第1826号 第3の規定に適合しないこと。
				V 換気量(単位 1時間につき立方メート ル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)	

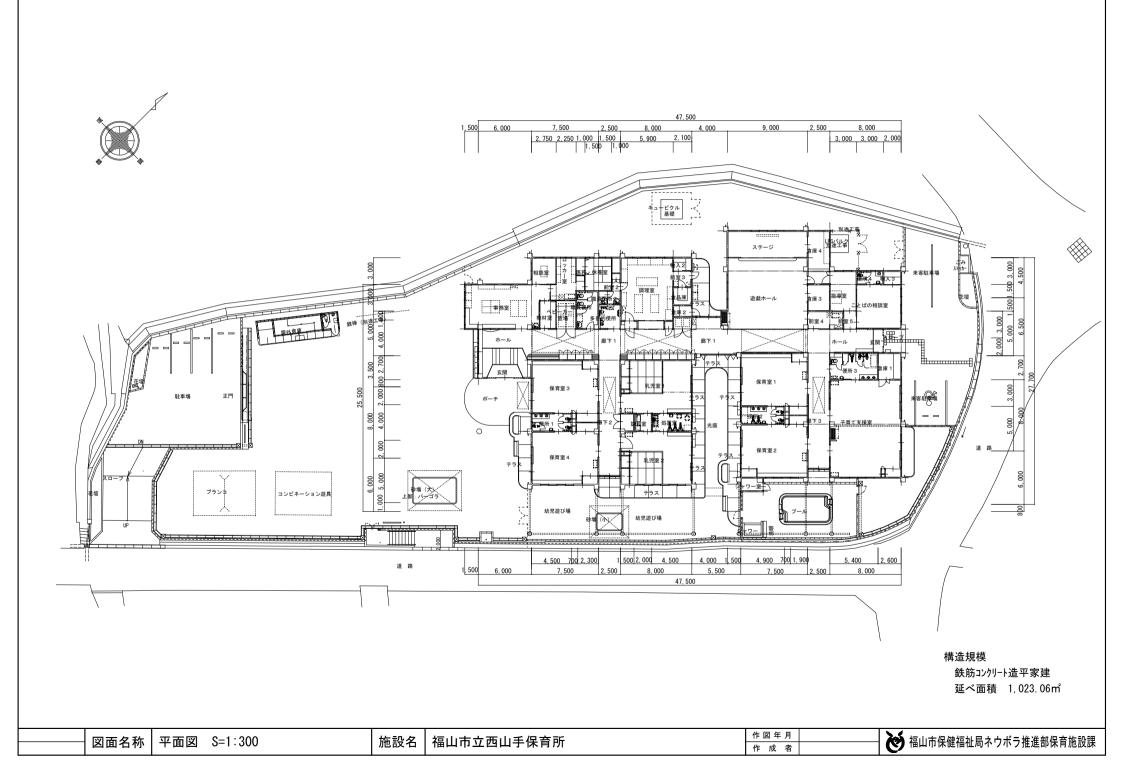
3	法第28条第2項又は第3項の	規定に基づき換気設備が設け	られた居室等			
(1)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延 焼のおそれのある部分に設けるもの を除く。)		設計図書等により確認するとともに、目視 により確認する。	令第112条第21項の規定に適合しな いこと。		
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の 規定に適合しないこと又は著しい腐 食があること。		
(3)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。		
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状 況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい 腐食があること。		
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び 大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の 規定に適合しないこと。		
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使 用していないこと。		
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置 の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の 規定に適合しないこと。		
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器, 熱煙複合式感知器及び熱感知器の 位置	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器に あっては昭和48年建設省告示第2563 号第1第二号ニ(2)に適合しないこ		
				と。 熱感知器にあっては昭和48年建設省 告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定 に適合しないこと。		
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器, 熱煙複合式感知器及び熱感知器と の連動の状況	発煙試験器,加熱試験器等により作動の 状況を確認する。	感知器と運動して作動しないこと。		
次の表の	の上欄に掲げる項目については,	それぞれ同表の下欄に掲げる話	2録がある場合には, (は)欄に掲げる検3	 査方法にかかわらず,当該記録に	より確認す	ることで足り
	(9)…1項(3), (9)及び(16)から (21)			前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲 実施した検査等の記録		
項(1),	(2), (5)から(8)まで, (10)から(12))まで, (14)及び(15)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲 一級建築士,二級建築士又は建築設 等」という。)が実施した検査の記	備検査員(じ	
1項(4)及	ζ(13)			前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲 一級建築士等が実施した検査の記録 法令以外の法令の規定に基づき実施	又は前回の検	資査後に建築基準
四	備考					
(1)	「著しい腐食」の判定は、「腐食状活	兄の判定基準」による。				
(2)	各点検項目について,前回の検査以降	&に同等の方法で実施した検査の記	録がある場合は、当該記録により確認するこ	とも可とする。		
五	その他					
	複数の施設を点検する場合、施設ごと	とに作成する。				
			し、不明な項目がある場合は、「不明」を記	入する。		
	要是正の指摘があった場合は、「点村					
[4]	「点検結果」欄のうち「指摘なし」					
(5)			」欄に番号を記入し、別紙「関係写真」の部	位番号欄に写真を添付する。		

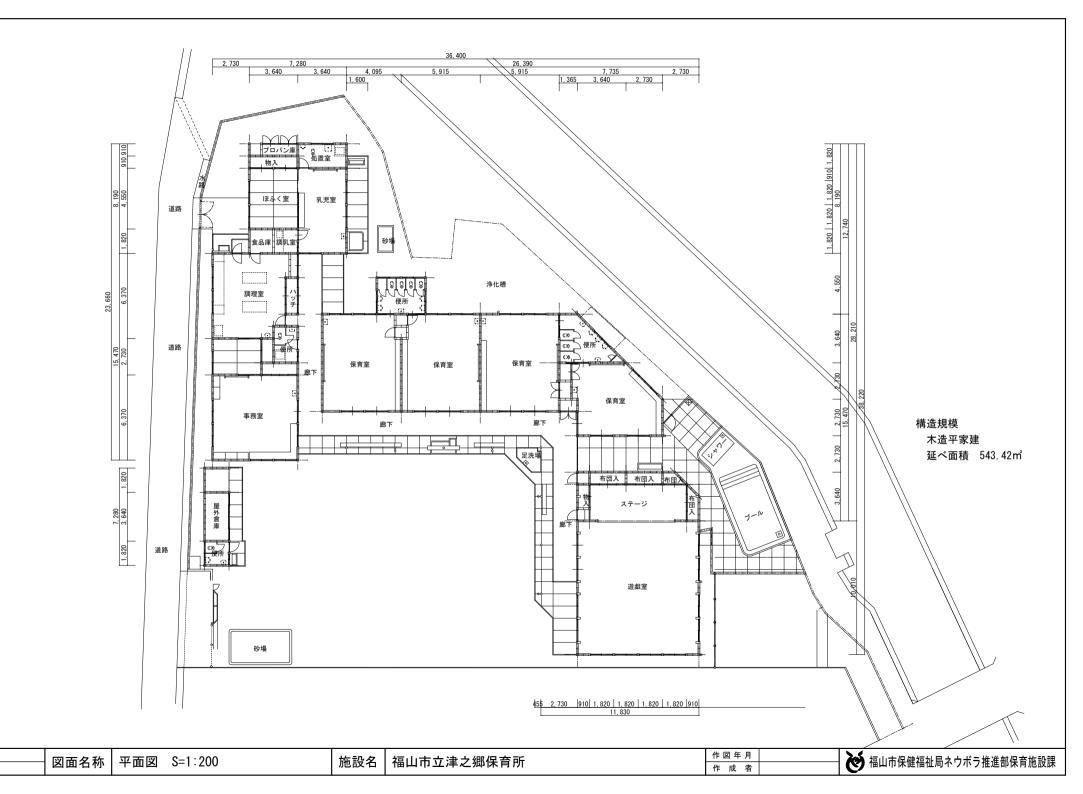
				検結果表 【建築物の昇降機を除				
				(非常用の照明設備) 点検項目等		占将	結果	
号	(1))検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に) 判定基準	指摘 なし	要是正	部位番号
	照明器	具						
1)	非常用の	照明器具	使用電球,ランプ等	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適 合しないこと。			
2)			照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていない こと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具であ る場合は、差込みブラグが壁等に固定されたコン セントに直接接続されていないこと若しくはコン セントから容易に抜ける状態であること。			
	雷洲内	厳形の芸會	」 也、電源別置形の蓄電池及び自	 				
	予備電源		こ, 電びの直びの音でになった。 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		昭和45年建設省告示第1830号第3第2号又は第3号の 規定に適合しないこと。			
2)	照度		照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部 分の水平床面において低照度測定用照度 計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しな いこと。			
3)	分電盤		非常用電源分岐回路の表示の状況	目により例定する。 目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。			
	ま 1 (白		町番佐放ったもに至っまえったとう	ロ相立は結為けたりかがキャート・		<u> </u>	\vdash	
)	配線		配電管等の防火区画の貫通の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視又は触診により確認するとともに, 必要に応じて鋼製巻尺等により測定す る。	令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第7号 の規定に適合しないこと。			
		置形の蓄電液	し及び自家用発電装置				<u> </u>	
)	配線		照明器具の取付けの状況及び配線の 接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分 を除く。)		昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しな いこと。			
)			電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応 じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しな いこと。			
)			接続部(幹線分岐及びボックス内に 限る。)の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しな いこと。			
)			予備電源から非常用の照明器具間の 配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及 び埋設部分を除く。)		昭和45年建設省告示第1830号第2第三号の規定に適 合しないこと。			
)	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替 えの状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しな いこと。			
)			蓄電池設備と自家用発電装置併用の 場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しな いこと。			
	電池内)	截形の蓄電液		I				
)			充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しな いこと。			
)	配線及	び充電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専 用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しな いこと。			
	雷 源别:	置形の蓄電剤	Hu.					
)		電池等の状況		目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2 の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
)			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏40度を超えていること。			
)			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形,損傷,腐食,液漏れ等があること。			
)		電池等の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。			
)	蓄電池		電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。			
)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏45度を超えていること。			
)	充	電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の 状況	目視より確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2 の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
:)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		\vdash	

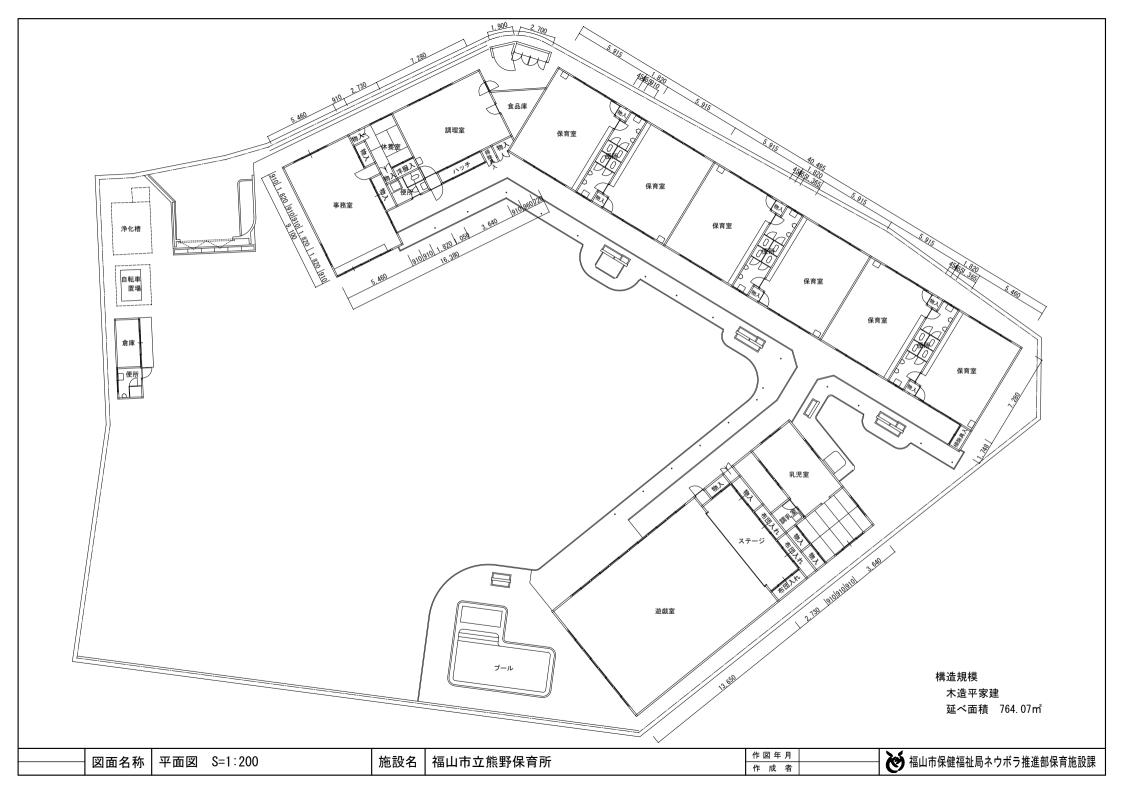
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通	目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2	
(2)		措置の状況 発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	の4第1項第7号の規定に適合しないこと。 自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を	
(2)		光电微り光电谷里	」が開电原の谷里を推認する。	日家用光电装置の山力各重が少なく,防火設備を 30分以上運転できないこと。	
(3)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと,計器若しく は制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原 動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等がある こと。	
(4)		燃料油,潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	ここ。 燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示 された適正な範囲内にないこと。	
(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに, 聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メ ガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに 維持されていないこと又は圧力が低下しても警報 を発しないこと。	
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブル の接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電 圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器 に表示された適正量より少ないこと又は電気ケー ブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯 の状況	目視により確認する。	発電機盤,自動制御盤等の計器類,スイッチ等に 指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ラ ンプが点灯しないこと。	
(9)		自家用発電装置の取付の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐 食,損傷等があること。	
(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋 外設置の場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとと もに,作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超 えていること又は給排気ファンが単独で若しくは 発電機と連動して運転できないこと。	
(11)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	
(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省 令第58条の規定値を下回っていること。	
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。	
(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は 電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。	
(15)		運転の状況	目視,聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音,異常な振動等があること。	
(16)		排気の状況	目視により確認する。	排気管,消音器等の変形,損傷,き裂等による排 気漏れがあること。	
(17)		コンプレッサー,燃料ポンプ,冷却 水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音,異常な振動等があること。	
には,	(は)欄に掲げる検査			#築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した	点検等の記録がある場合
		- 「府泰山泊の河中甘源、マンマ			
(1)		は、「腐食状況の判定基準」による。 「回の絵本以際に同笑の古法で実施」	た検査の記録がある場合は、当該記録に。	トの確認することも可しする	
(2)	'ロ 灬/映々口 マニ゙ノV・し,目	リロック(第1145)年に回守り7月広で夫肥し	/-1火車V/ILIが//*の/3/笏日は、日政記郷に。	ト ソ ΨΕΦΟ 扌 凵 ∟ ∟ Ϲ Ϧ ᅴ ∟ ナ ဩο	
8	その他				
[1]	複数の施設を点検する場	} 合, 施設ごとに作成する。			
[2]	該当しない項目がある場	合は、当該項目の「点検結果」欄に	斜線を記入し、不明な項目がある場合は、	「不明」を記入する。	
[3]	要是正の指摘があった場	書合は,「点検結果」欄の「要是正」:	欄に〇印を記入する。		
[4]	「点検結果」欄のうち	「指摘なし」欄は,〔3〕に該当しない	ヽ場合に○印を記入する。		
	「上⊷仕田」棚のこと	「両具正」欄に〇印がなった提合け	「如位来早」欄に来早な記11 別紙「目	関係写真」の部位番号欄に写真を添付する。	

	1		(給水設備及び排水設備) 点検項目等		点検	結里	
番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	点 便 項 日 守 (は) 検査方法	(に) 判定基準	指摘なし	要是正	部位番号
1	飲料用の配管設備及び						
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号の規 定に適合しないこと。			
(2)	-	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。			
(3)	-	配管が貫通する箇所の損傷防止措置 の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第二号の規 定に適合しないこと。			
(4)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第三号の規 定に適合しないこと。			
(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第1項第五号又は第2項第四 号の規定に適合しないこと。			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第1項第二号又は第七号の			
(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	規定に適合しないこと。 平成12年建設省告示第1388号第4第一号又は 第四号の規定に適合しないこと。			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状 況	目視により確認する。	第四号の規定に適合しないこと。 令第129条の2の4第2項第一号又は第二号の 規定に適合しないこと。			
(9)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号ロの 規定に適合しないこと。	-		
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号イの			
(11)		況 給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	規定に適合しないこと。 平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規			
				定に適合しないこと。			
2 (1)	飲料水の配管設備 飲料用の給水タンク及び貯	給水タンク等の設置の状況	目視に上り確認すスレレまに 立声には	昭和50年建設省告示第1597号第1第二号イス			
(1)	水タンク(以下「給水タン ク等」という。)並びに給	和小グラクザの武臣の小仏	じて鋼製巻尺等により測定する。	はロの規定に適合しないこと。			
(2)	水ポンプ	給水タンク等の通気管,水抜き管, オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は 第二号の規定に適合しないこと。			
(3)	-	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第五号の規定に適合 しないこと。			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の4第1項第四号の規定に適合 しないこと。			
(5)	-	給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに,作動の 状況を確認する。	運転中に異常な音,異常な振動等があるこ と又は定格水圧がないこと。			
(6)	-	給水タンク及びポンプ等の取付けの 状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の 規定に適合しないこと。			
(7)	-	給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。			
(8)	給湯設備	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の			
	(循環ポンプを含む。)	取付けの状況		規定に適合しないこと。			
(9)	-	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の 規定に適合しないこと又は引火性危険物の ある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に 取り付けている			
(10)	-	給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。			
3							
	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに, 必要に応	、昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ロの 規定に適合しないこと。			
(2)	-	排水槽の通気の状況	じて鋼製巻尺等により測定する。 目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ホの			
(3)	-	排水漏れの状況	目視により確認する。	規定に適合しないこと。 漏れがあること。			
(4)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食, 損傷等があること。			
(5)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の 状況を確認する。	運転中に異常な音,異常な振動等があるこ と又は定格水圧がないこと。			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能 力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は 第四号の規定に適合しないこと。			
(7)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認す る。	令第129条の2の4第2項第一号又は昭和50年 建設省告示第1597号第2第六号ハの規定に適 合しないこと。			
(8)	1	雑用水給水栓の表示の状況	作動の状況を確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの 規定に適合しないこと。			
(9)	1	配管の標識等	作動の状況を確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの 規定に適合しないこと。			
(10)	-	雑用水タンク,ポンプ等の設置の状 況	作動の状況を確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食, 損傷等があること。			
(11)	4	消毒装置	作動の状況を確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこ			
		11 4 Hele (200 Januar)	みい * イリハレロ C H世印ビ フ 'a/ ₀	(月毎秋がなくなり, 表直が機能しないこと。)			

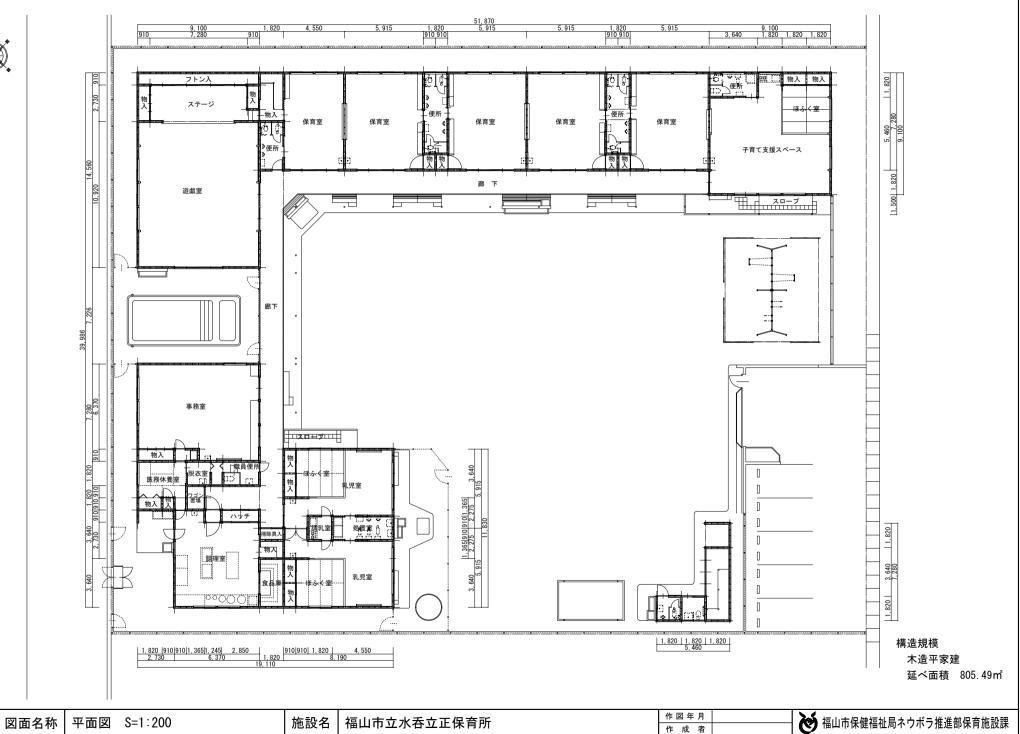
(12)		衛生設備	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第二号の規定に適合		
					しないこと,取付けが堅固でないこと又は 損傷があること。		
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イ, ロ,ハ又はニの規定に適合しないこと。		
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ, ロ又はハの規定に適合しないこと。		
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合 しないこと。		
(16)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの 規定に適合しないこと。		
(17)	その他		排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこ と。		
(18)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号イの 規定に適合しないこと。		
(19)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イの 規定に適合しないこと。		
(20)			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ロの 規定に適合しないこと又は損傷があるこ と。		
(21)		通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第五号ハの 規定に適合しないこと。		
(22)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又 は第五号の規定に適合しないこと又は損傷 があること。		
次の表(る。	の上橋	闌に掲げる項目につ	ついては,それぞれ同表の下欄に挑	曷げる記録がある場合には, (は)欄に	掲げる検査方法にかかわらず、当該記録	により確認	することで足り
l項((2) く。))を除	く。), 2項((2), ((3)及び(7)を除く。) 並びに3項 ((2)	, (3), (5), (11), (14)及び (22) を除	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査 士等が実施した検査の記録	方法と同等の	の方法で一級建築
1項(2),	2項(2	2), (3)及び(7)並び(こ3項(2), (3), (5), (11), (14)及び	(22)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査 士等が実施した検査の記録又は前回の検査後 規定に基づき実施した点検等の記録		
4	備	考					
(1)	「著し	_い腐食」の判定は,	「腐食状況の判定基準」による。				
(2)	各点椅	検項目について,前回	回の検査以降に同等の方法で実施した核	検査の記録がある場合は、当該記録により	確認することも可とする。		
5	その	他					
[1]	複数の	D施設を点検する場合	う,施設ごとに作成する。				
[2]	該当し	しない項目がある場合	┣は、当該項目の「点検結果」欄に斜約	泉を記入し,不明な項目がある場合は,「	「不明」を記入する。		
[3]	要是正	Eの指摘があった場合	合は,「点検結果」欄の「要是正」欄に	こ○印を記入する。			
[4]	「点検	検結果」欄のうち「指	旨摘なし」欄は,〔3〕に該当しない場	合に○印を記入する。			
[5]	「点検	検結果」欄のうち「要 ●	寝是正」欄に○印があった場合は, 「音	邵位番号」欄に番号を記入し,別紙「関係	写真」の部位番号欄に写真を添付する。		

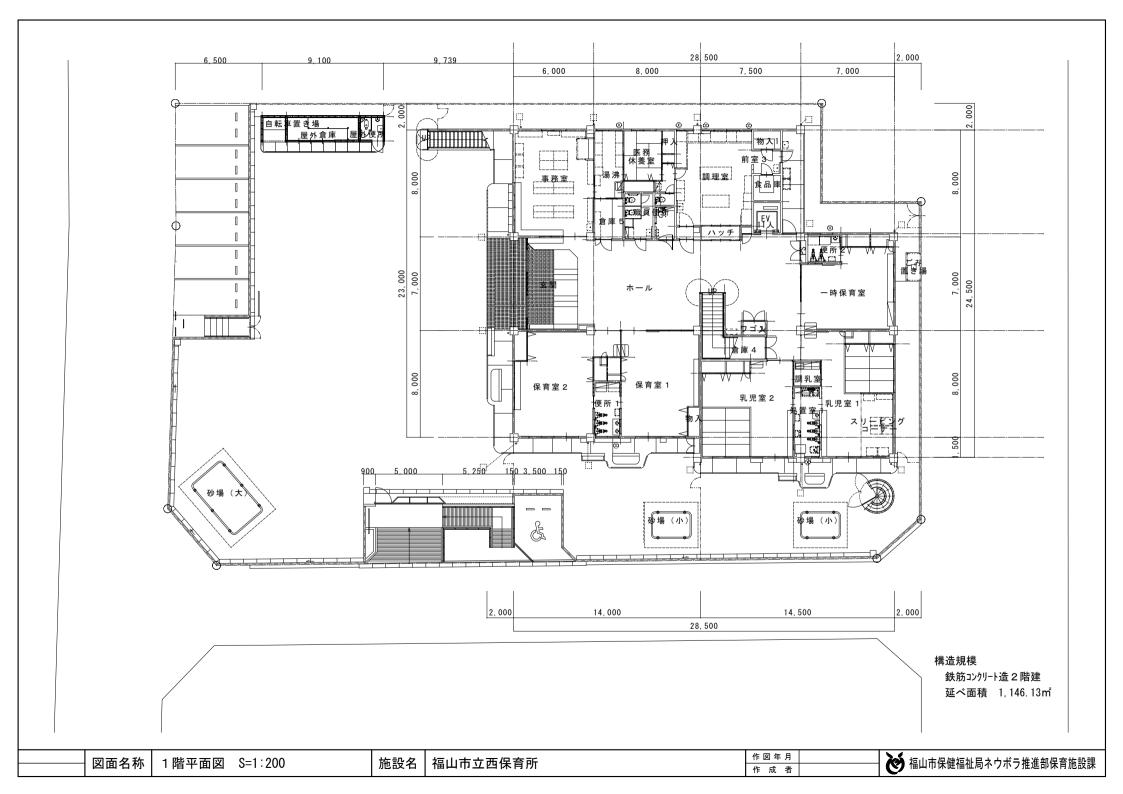


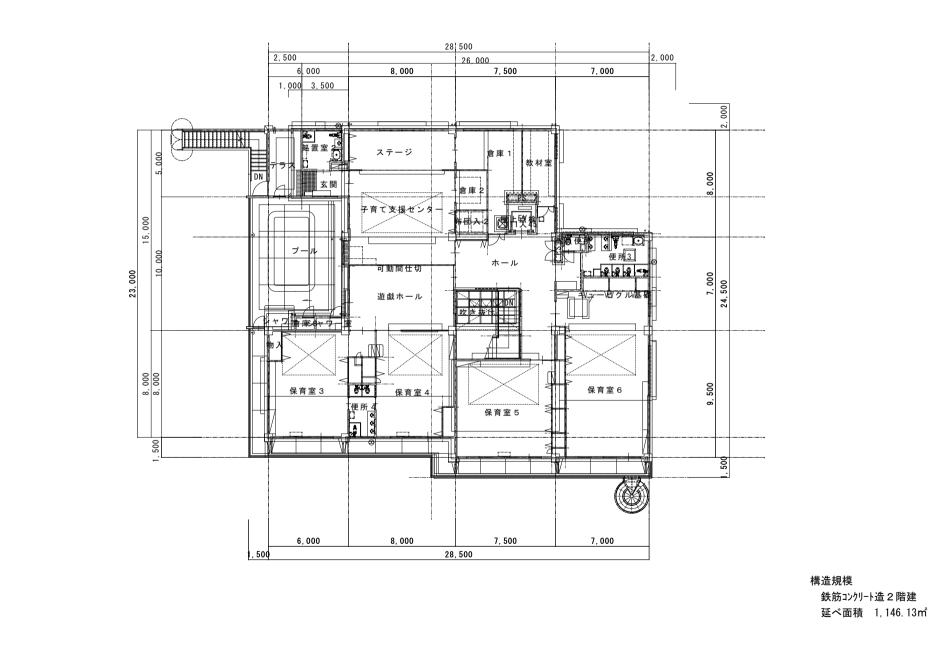




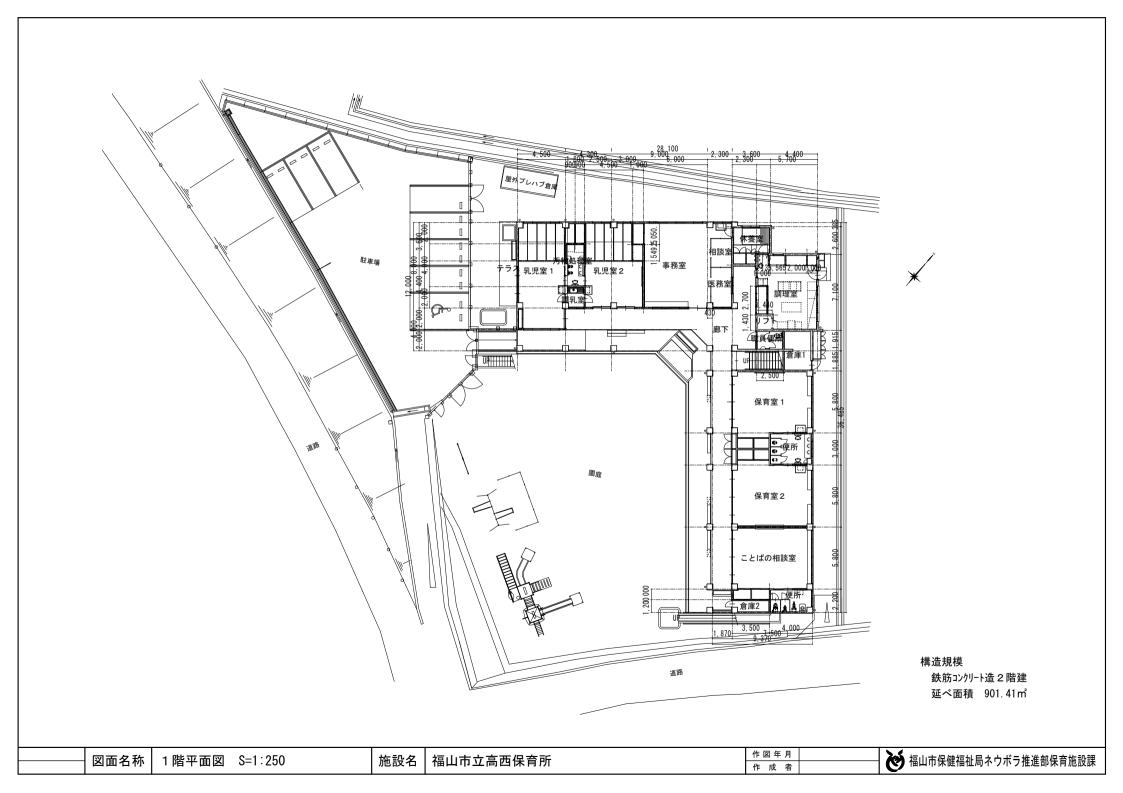


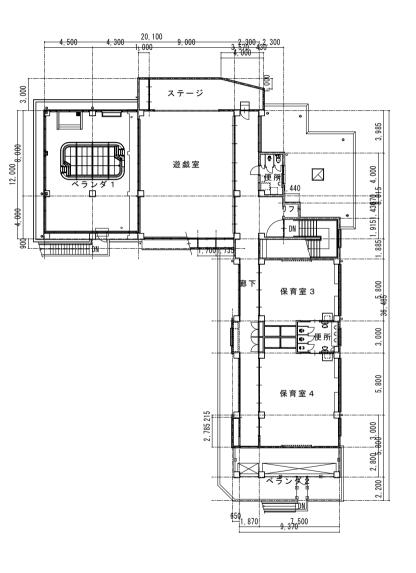






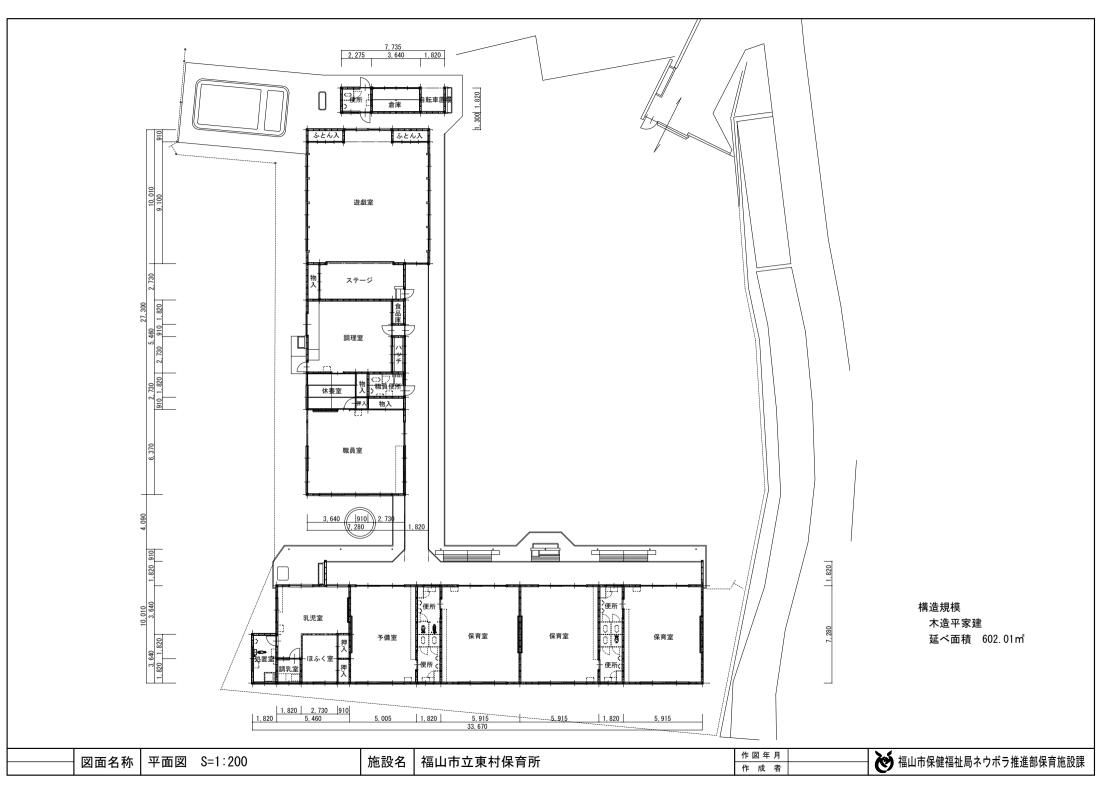
	- 図面名称	2 階平面図 S=1:200	施設名	福山市立西保育所	作図年月	
					作成者	

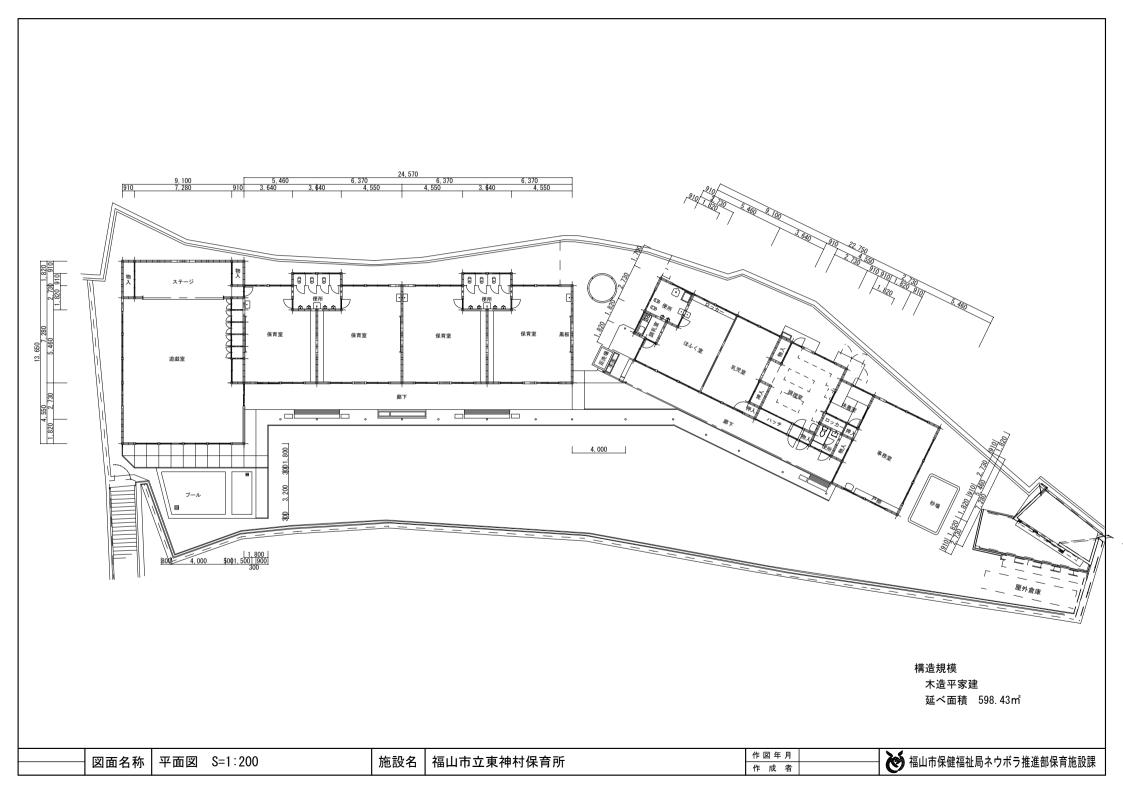


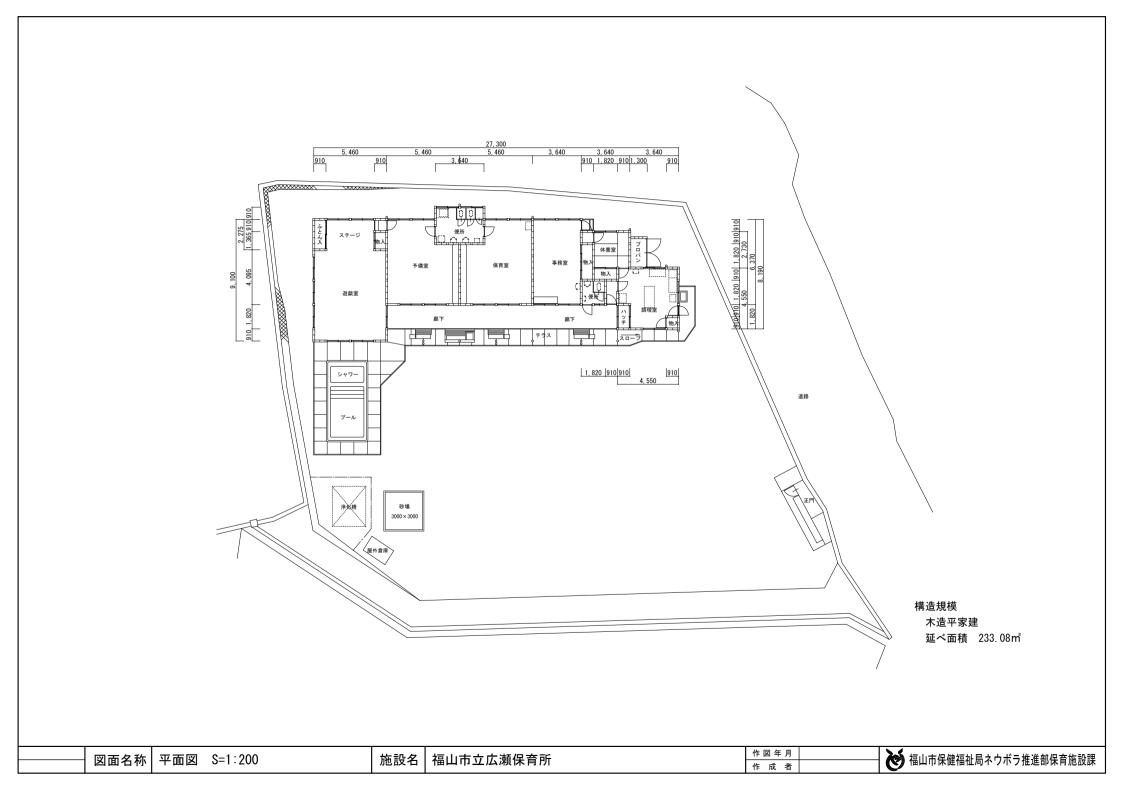


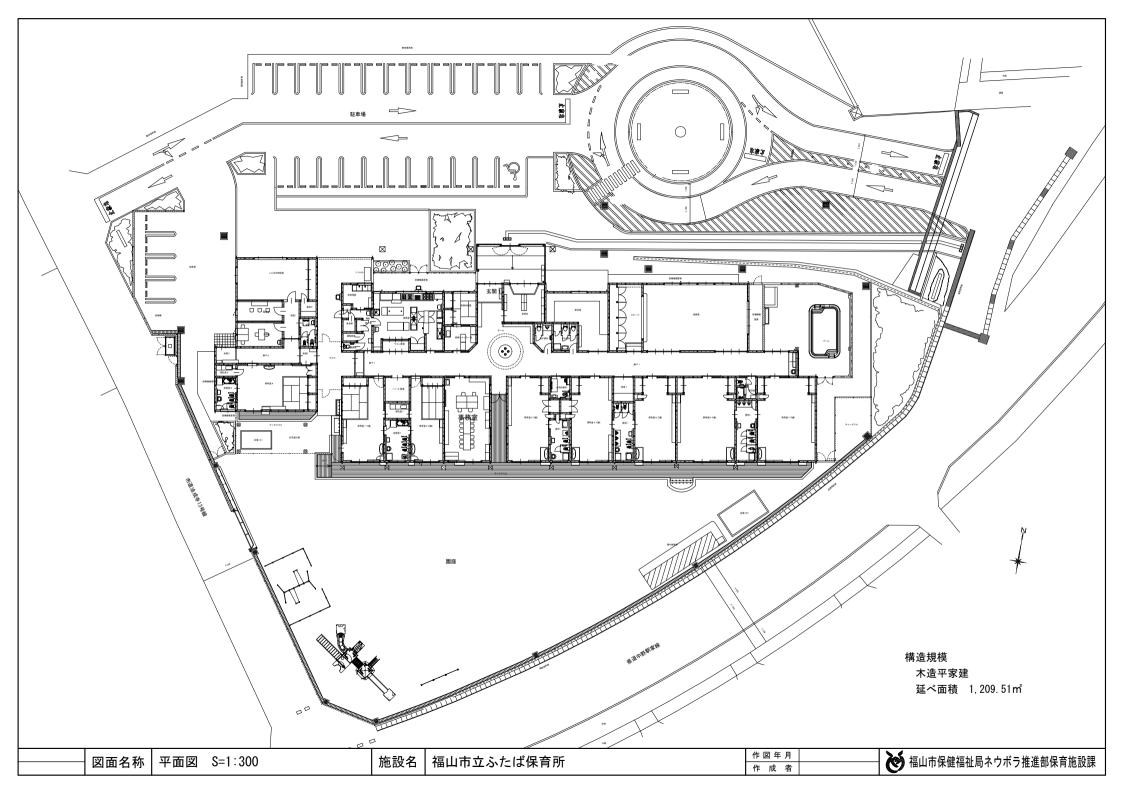
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 901.41㎡

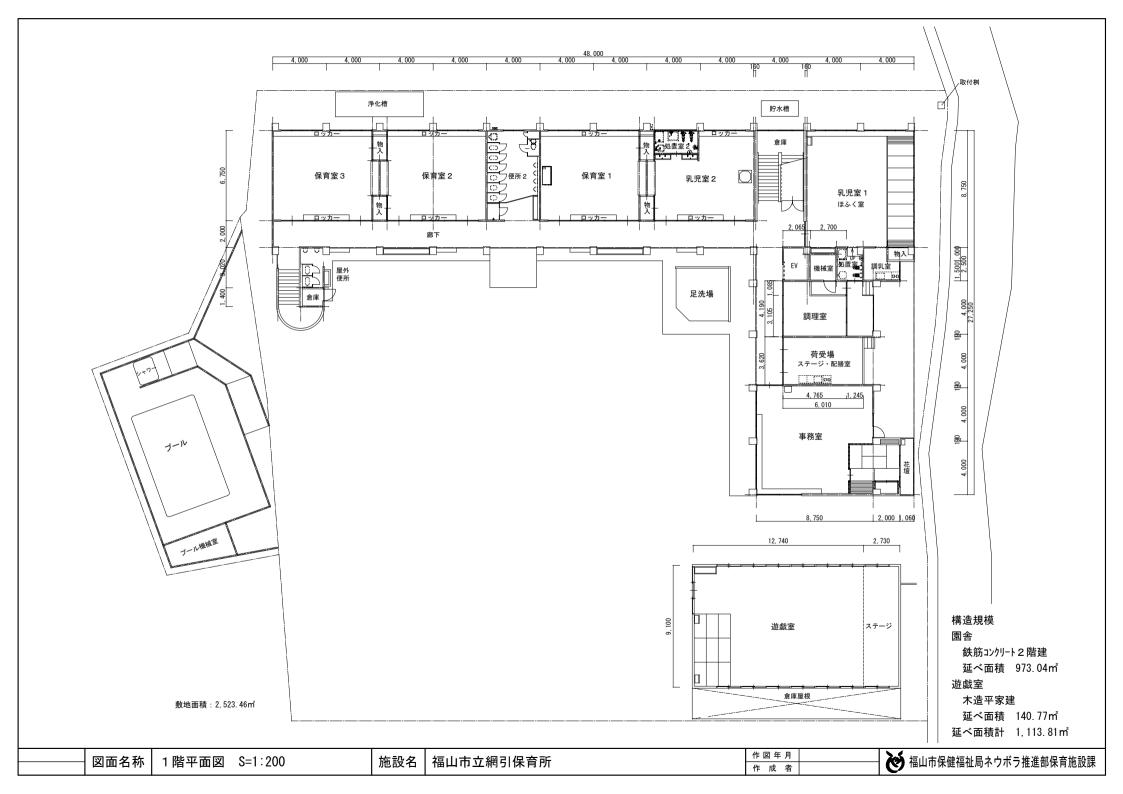
 図面名和	下 2 階平面図 S=1:250	施設名 福山市立高西保育所	作 図 年 月 作 成 者	🧭 福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

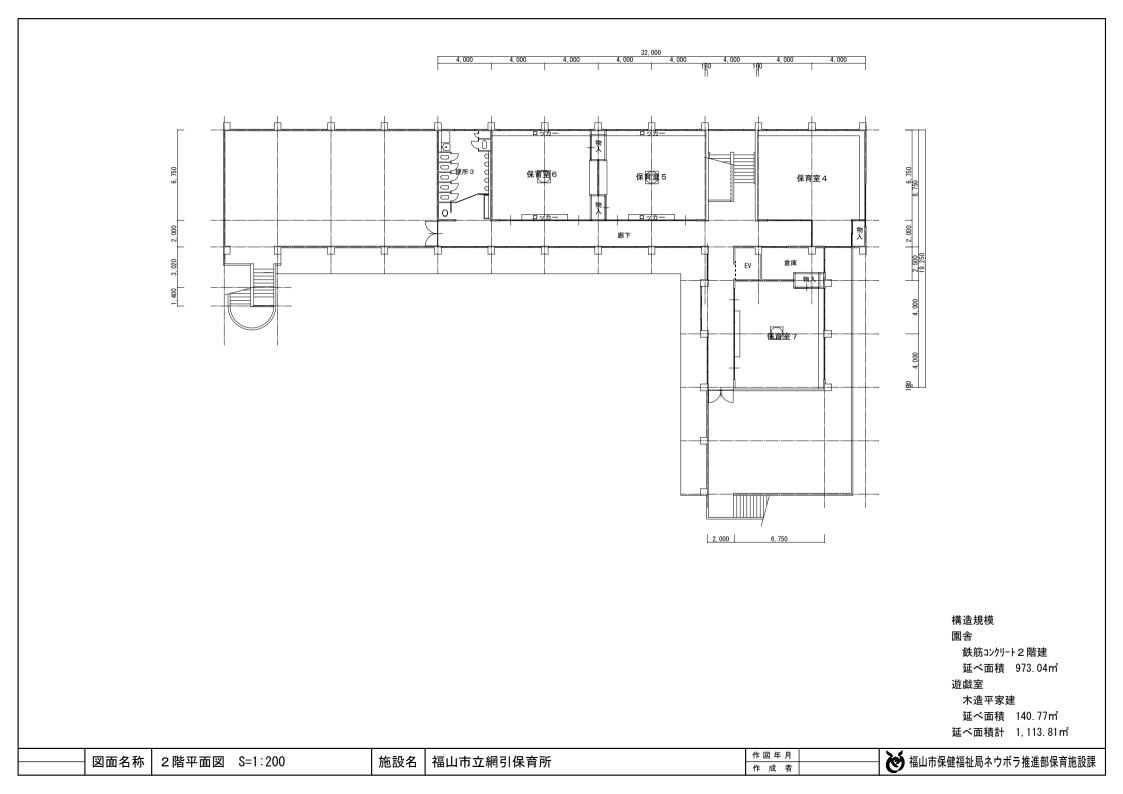


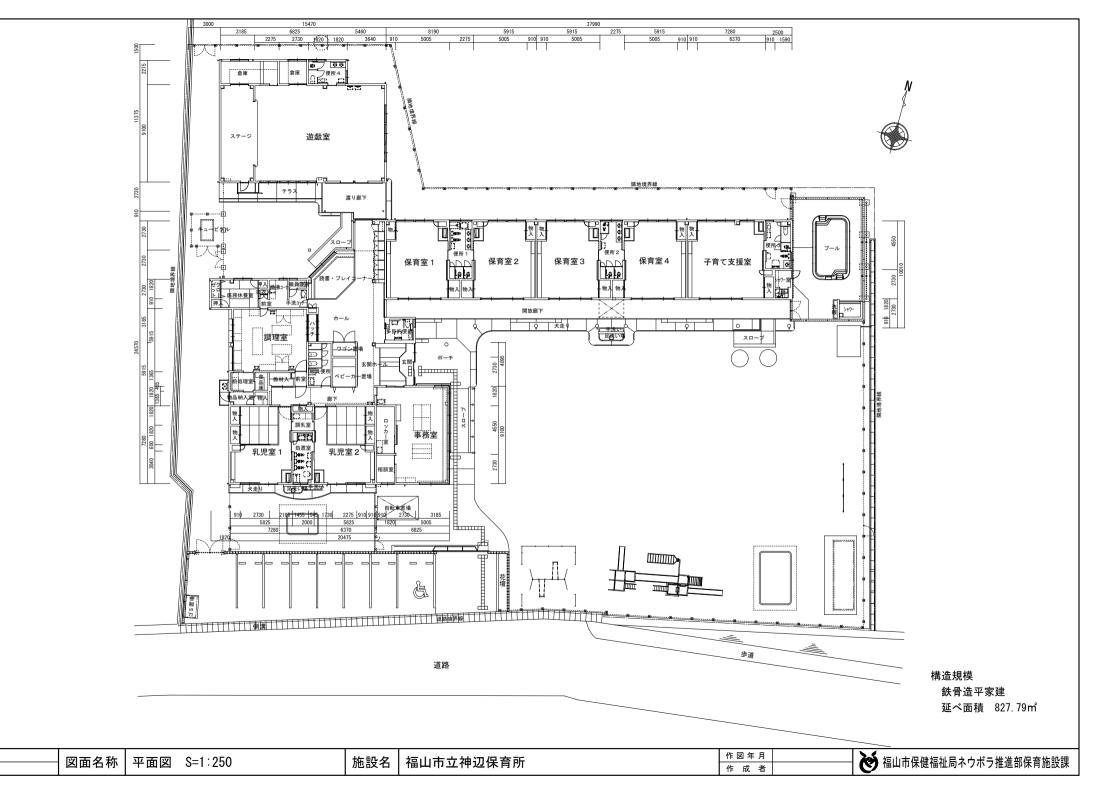


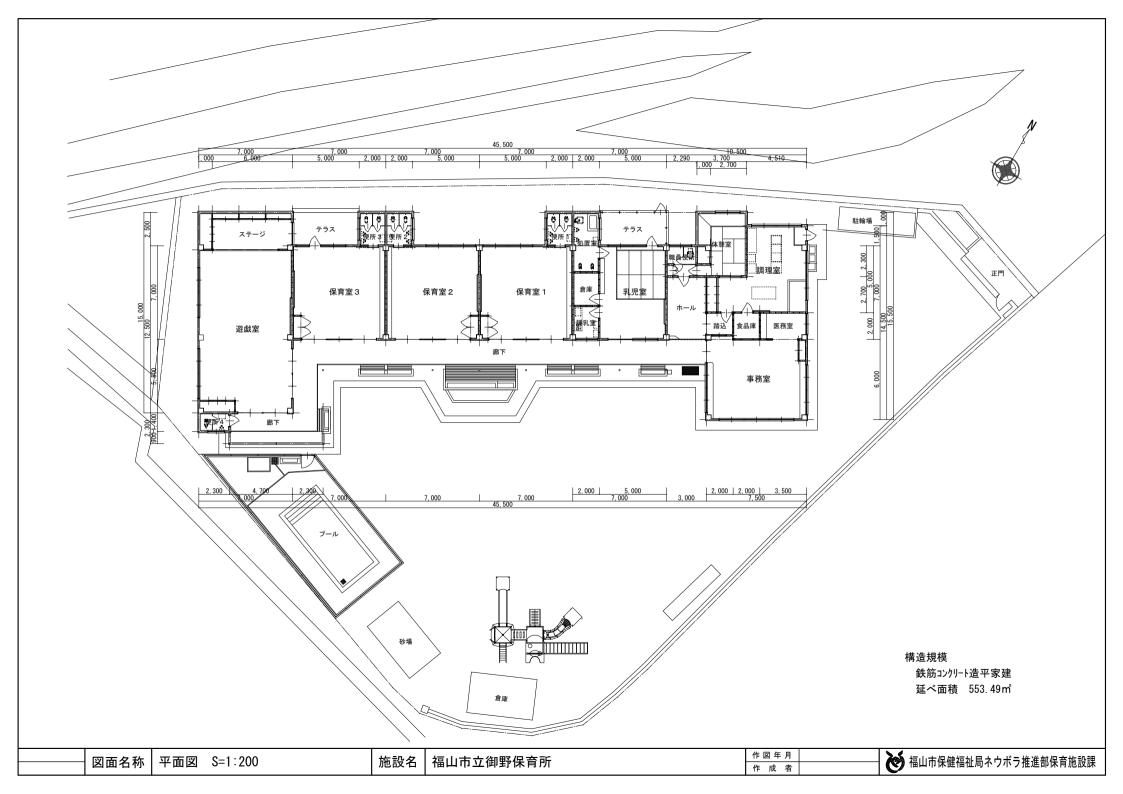












参考数量書

委託名称: 福山市立西山手保育所他建築物等定期点検業務委託

委託場所: 福山市山手町1718番地1外12か所

※ 参考業務人・日数 26.9 人・日

特記事項

1. この数量書は参考数量であり、契約後の変更等を含意するものではありません。

2. 数量の算出は次の基準によっています。
 ※ 「建築保全業務積算基準 平成30年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部